

議員発案第 4 号

へき地級地見直しに関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に対し、別紙「へき地級地見直しに関する意見書」を提出するものとする。

平成20年6月27日 提出

提出者 三条市議会議員 野 崎 正 志

賛成者 三条市議会議員 木 菱 晃 栄

同 三条市議会議員 田 中 寿

同 三条市議会議員 横 山 一 雄

同 三条市議会議員 小 林 誠

へき地級地見直しに関する意見書

級地指定見直しは6年ごとになっており、本来であれば昨年度が見直しの時期であったが、文部科学省は中教審で教職員給与が議論されていることを理由に、見直しの時期を1年先延ばした。そのため、へき地級地見直しについては今年度調査を実施し、平成21年1月から新級地となる予定である。今回の見直しで、文部科学省は山間部や遠距離通勤者を問題視しているため、多くのへき地校が級地引下げとなることが危惧される。

へき地教育振興法第1条では、「この法律は、教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情に鑑み、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もってへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする」と明記されている。同法の第5条2で規定されているへき地手当は、教育の機会均等の趣旨に基づき、へき地校における教育水準の向上を図るため、優秀な教職員を確保するために設けられたものである。

現在、へき地をめぐる教育環境は、人口減少や情報及び文化的諸施策等の大都市集中化の中でますます厳しいものになっている。交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない離島、多雪地帯に所在することによる不便さや、現行の級地指定基準が必ずしも実情に合っていない状況もある。こうした中で、へき地の教育を守るため、地域の保護者、教職員からの改善要望が高まっている。

この間、都市部とのいわゆる相対的へき地性は一層拡大し、とりわけ離島、多雪地帯などの人事異動に一層の困難を来している。へき地校に勤務する教職員は、学校での授業と同時に地域社会と密接な連携を取って子供たちの教育に当たっている。現行の級地が引き下げられるならば、国等からの補助金の有無も含め、今でさえ様々な困難性を持つへき地の教育が一層困難になることが考えられ、へき地教育振興法における教育の機会均等の趣旨に反することになる。

へき地級地見直しに当たっては、へき地の実情を考慮し、へき地教育の振興と教育の機会均等を保障する見直しが行われるよう要望するとともに、特に離島の状況や山間部の積雪の状況等については十分考慮するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月27日

三条市議会議長 阿部 銀次郎

〔提出先〕

新潟県人事委員会委員長 新潟県教育委員会教育委員長